

福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 22 号

福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則（平成28年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第2の1の表下水道総務課及び下水道建設課の項」を「別表第2の1の表上下水道局の項」に改め、「（管理課を除く。）」を削る。

第31条第1項中「請求書」の次に「、別表第2に定める書類」を加える。

第33条第3項中「定める」の次に「支出決定時に必要な」を加える。

第43条第1項第4号中「前号の規定に準じて小切手及び」を削り、同号後段を削る。

第66条及び第68条第1項中「第22条の6第2項」を「第22条の5第2項」に改める。

第90条に次の1項を加える。

4 第2項の規定は、財務会計システムに検査日を登録することで前条第2項に規定する検収印の押印に代えることができる。

第131条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第2中「第28条」の次に「、第31条」を加え、「支出命令時」を「支出決定時」に改め、同表給料の項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄中「給料」を「全てのもの」に改め、「手当」を削り、同表法定福利費の項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄中「法定福利費」を「全てのもの」に改め、同表報酬の項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄中「報酬」を「全てのもの」に改め、同表旅費の項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄中「旅費」を「全てのもの」に改め、同表備用品費の項を次のように改める。

備用品費	(消耗品)	契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合には、支出を決定するとき。(請求のあったとき。)	契約金額(請求のあった額)	支出命令を発したとき。ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類(請求書、納品書)	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請求書、請求書、納品書(支出負担行為に必要な主な書類)	単価契約による場合には、()書によることができる。
------	-------	--	---------------	--	------------------	------------------	---------------------------------	----------------------------

	(備品) ※機械、車両、工具以外の備品	購入契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。	購入契約に係る金額	支出命令を発したとき。 ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請求書、納品書	
--	------------------------	--	-----------	--	---------	------------------	-------------	--

別表第2燃料費の項中「契約を締結するとき。」の次に「執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。」を加え、同項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄を次のように改める。

執行予定金額が10万円未満のもの

別表第2光熱水費の項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄中「光熱水費」を「全てのもの」に改め、同表印刷製本費の項中「契約を締結するとき。」の次に「執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。」を加え、同項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄を次のように改める。

執行予定金額が10万円未満のもの

別表第2通信運搬費の項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄中「通信運搬費」を「単価契約によるもの」に改め、「（契約を要するものを除く。）」を削り、同表広告料の項中「契約を締結するとき。」の次に「執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。」を加え、同項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄を次のように改める。

執行予定金額が10万円未満のもの

別表第2手数料の項中「契約を締結するとき。」の次に「執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。」を加え、同項支出負担行為併用支出命令書でできるものの欄を次のように改める。

執行予定金額が10万円未満のもの

別表第2 修繕費の項中

契約を締結するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。 ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納品書）		契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあつては、（ ）書によることができる。
-----------------------	---------------	--	------------------	--	--------------------------------	-------------------------------

を

契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合にあつては、支出を決定するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。 ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納品書）	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあつては、（ ）書によることができる。
---	---------------	--	------------------	------------------	--------------------------------	-------------------------------

に

改め、同表材料費の項中「契約を締結するとき。」の次に「執行予定金額が10万円未満の場合にあつては、支出を決定するとき。」を加え、同項支出負担行為何兼支出命令書でできるものの欄を次のように改める。

執行予定金額が10万円未満のもの

別表第2 保険料の項中「契約を締結するとき。」の次に「執行予定金額が10万円未満の場合にあつては、支出を決定するとき。」を加え、同項支出負担行為何兼支出命令書でできるものの欄を次のように改める。

執行予定金額が10万円未満のもの

別表第2 公課費の項支出負担行為何兼支出命令書でできるものの欄中「公課費」を「10万円未満のもの」に改め、「（10万円未満）」を削り、同表企業債利息の項支出負担行為何兼支出命令書でできるものの欄中「企

業債利息」を「全てのもの」に改め、「借入金利息」を削り、同表消費税及び地方消費税の項支出負担行為
兼支出命令書でできるものの欄中「消費税及び地方消費税」を「10万円未満のもの」に改め、「（10万円未
満）」を削り、同表備考第2項中「支出命令時」を「支出決定時」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。